

第16章. 競争政策章

1. 競争政策章の概要

競争政策章においては、各締約国は、競争法令を制定し、又は維持すること、競争当局を維持すること、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等を規定。

2. 主要条文の概要

○競争法令、競争当局及び反競争的な事業行為（第16. 1条）

各締約国は、反競争的な事業行為を禁止する競争法令を制定し、又は維持する旨、及び競争法令の執行について責任を有する当局を維持する旨を規定。また、各締約国は、競争法令を自国の領域における全ての商業活動について適用するよう努めること、公の政策目的又は公共の利益目的を理由とする場合には、競争法令の適用除外を定めることができること等を規定。

○競争法令の執行における手続の公正な実施（第16. 2条）

各締約国は、自国の競争法令に違反した者に対し、制裁を課し、又は是正措置をとる前に、自己の防御のために陳述し、かつ、証拠を提出する合理的な機会を与えること等を確保すること、競争当局に対し、違反の疑いについて、当該競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与えること、競争当局が審査又は捜査において入手する事業上の秘密の情報等の保護について定めること等を規定。

○私訴に係る権利（第16. 3条）

競争法令の違反により自己の事業又は財産に対する損害を受けた者が救済を求める権利(私訴に係る権利)について、各締約国は法令その他の措置を採用し、又は維持するべきであること等を規定。

○協力（第16. 4条）

締約国は、適当な場合には、競争法令の執行に関する問題について協力すること(通報、協議及び情報の交換を含む。)、締約国の競争当局は他の締約国の競争当局との間で協力に関する取決めまたは合意を行うことを検討することができること等を規定。

○消費者の保護（第16.6条）

各締約国は、詐欺的及び欺まんの商業活動を禁止する消費者に関する法律等を制定し、又は維持すること、適当な場合には、詐欺的及び欺まんの商業活動に関して相互に関心を有する事項について協力及び調整を促進すること等を規定。

○透明性（第16.7条）

締約国は、他の締約国からの要請があった場合には、自国の競争法令の執行に関する政策及び実務、自国の競争法令の適用除外及び免除に関する公開情報を当該要請を行った他の締約国に対して利用可能なものとする、自国の競争法令の違反を認定する最終的な決定が書面によって行われること、最終的な決定及び当該決定を実施する命令を公表等することを確保すること等を規定。

○紛争解決の不適用（第16.9条）

紛争解決は本章に適用されない。